

明治期における 国語政策に関する二、三の管見

白 木 進

初めに

- 一、森有礼の日本語革新論
- 二、琉球及び外地異民族に対する言語政策
- 三、学制に見る国語科の教育
- 四、国語調査会と上田万年

初めに

明治期45年間は、「近代日本」建設の基礎設定期であった。鎖国から開国へ、漢文化から洋文化へ、階級や封建の旧体制を脱して、自由と民主の新時代へ転換する過渡期であった。

初期の10年間は殊に目まぐるしい。

- 慶応 三・一二・九、「王政復古ノ詔」頒発。新職制の構成。
- 〃 四・三・一四、「五箇条ノ御誓文」公布。
- 〃 〃・七・一七、「自今江戸ヲ称シテ東京トセム」の詔が出る。
- 〃 〃・九・八、明治と改元

明治期における国語政策に関する二、三の管見

明治 一・九・二〇、天皇帝崩発、東京に幸す。東京城を皇居とする。

〃 二・一・二〇、薩長土肥四藩より藩籍奉還の上表あり、6月に各藩とも実現。

〃 四・七・一四、廃藩(二六一藩)置県(三府三〇二県)  
 新政府は先ず中央集権を図り、富国強兵を目指す、その根底は教育の振興に在ることを悟り、国民総教育の計画を樹立(法的には明治19年義務制とな)して「学制」を頒布する。

明治 四・七・一八、文部省設置、文部卿に大木喬任

〃 五・八・二、太政官布告211号「被仰出書

〃 〃・〃・三、文部省布達14号「学制(213章)」頒布

一方では徴兵令を布き、国民皆兵の策をとる。

明治 五・一一・二八、全国募兵ノ詔

〃 六・一・一〇、徴兵令(国民皆兵の法令、明12に改正、

昭2に兵役法)

かくて従来とは全く質を異にした新しい教育・兵制が軌道に乗るが、それはやがて勃発する一連の内乱鎮定に効果を發揮する。即

ち明治9〜10年に亘る佐賀の乱、秋月の乱、熊本の乱、萩の乱、西南の役に、言わば戦鬪の専門家と思われていた土族の部隊を、新しい教育による農・工・商出身の民兵が制圧したのである。

維新に際し、西洋思想の導入、自由・民権の啓蒙・鼓吹に力を注いだ人は多い。その尤なるは福沢諭吉（慶応4年に「義塾」開設、明治15年に「時事新報」創立、著書には西洋事情―慶2、世界国尽し―明2、学問のすすめ―明5、その他）である。民選議院設立の建白は板垣により明治7年出され、

明治二二・二・一一、憲法発布  
〃二二・一一・二九、国会の開会  
を見る。

やがて迎える日清・日露の両役は国の上下を揺すぶった浮沈の試練であった。戦争の是非はとも角として、之による国民意識また国語意識の高揚は大きかった。更には植民地の獲得に伴い、新たに異民族の統治と言語政策を考えをせることもあった。

## 一、森有礼の日本語変革論

後進国が一大変革に際会すると、ともすれば固有の国語を改めて先進国の言語に倣わんとし、或いは本来の文字を廃して大国の用字に追従しようとの議論が出る。日本語に就いて見れば、明治維新の際には森有礼の英語採用説あり、昭和敗戦の後には志賀直哉のフランス語論、尾崎粵堂の英語転換説があった。

維新の時、洋学の浸潤に伴い、漢字の廃止論、節減論は起るが、日本語の改廢論は国内では出ていない。

明治5年、英語採用説を提案した森有礼（一八四七）は、時に米國に在り。代理公使の地位に於いて書翰を多数の有識者に投じてその意見を徴し、返書を纏めて英文で発表した為に、国内よりは寧ろ海外で話題となった。

明治5年2月3日、ワシントン在、代理公使森有礼は「新日本將來の教育をいかにすべきか」について、日本の教育策樹立の参考にするべく、五項目（1、一國の物質的繁栄について、外4項）を示し、米國の大官、碩学に書を与えて意見を求め、その「返書は纏めて英文及び邦文で刊行し、日本政府と日本國民に報告する」と附記した。

結果は13人より返事があり、之らを翌年 Education in Japan: A series of letters, addressed by Prominent American to Arimori Mori, New York, 1873. 及び「附録」三篇（1）W. D. Whitney の On the adoption of the English language in Japan. (2) ワシントン教育局編 On education in the United States.

として刊行したが、邦訳の方の出版は果されなかった。

但し邦訳に該当する原稿（全体の中の部分か又は未完成のもの）「日本教育策」が、海後宗臣により明治文化全集（18）教育篇に載せられている。

問題のウィットニーの返書は、英文でも「附録」であり、邦文「日本教育策」でも「附記」となっている。之は先に出した書翰よりは遅れて、明治5年6月15日に、森からの諮問、

## 英語綴字法の改善

日本語に代えて英語を採用するについて  
に對し、同6月29日付でウィットニーが答えたものである。要点は

○英語ノ切韻法ハ不理不便ナルモ、沿襲慣用久シク、改定スルモ人  
ハ用ヒザラン。

○歐洲ノ字音ヲ假リテ日本ノ言文ヲ書スルハ功ヲ成シ易キニ似タル  
モ、従来東洋各国、本土ノ文字ヲ捨テ、歐洲ノ文字ニ代ヘントシ  
テ、終ニ克ク其ノ續ヲ底スモノアラズ。

○一國ノ人民ヲ挙ゲテ同ジク開明ニ進マシメント欲セバ、必ず先ツ  
自國ノ方言ニ由リ、漸ヲ以テ磨練スベシ。

○今日歐洲各国通用ノ語言概ネ(希臘及ビ)拉丁ノ古言ニ出ヅ。:  
貴國ノ為ニ謀ルニ、先ツ務メテ多ク英語ヲ學ビ、英語ヲシテ、多  
年間日本ニ浸潤セル漢語ノ地位ニ代ラシメ、此ヲ以テ学人儒士ノ  
語トナシ、人ヲシテ英語ノ良効ヲ知ラシムベシ。

○日本語ハ漸ク改良ヲ加ヘテ完備ノ語言トナシ、藉リテ以テ文物  
ヲ盛ニスルノ良器トナスベキヤ否ヤヲ試察シ、終ニ行ハルベ  
カラザルヲ見ルトキハ、則チ徐々英國語ヲ代用スルノ策ヲ施スベ  
シ。

説く所、森の急進を矯める穩健な論である。

## 馬場辰猪の反論

森の英文著書を見たロンドン留学中の馬場辰猪(ハバハ) (土佐の  
人、孤蝶の兄)は、その序文の「英語採用論」を反駁して、その年

明治期における国語政策に関する二、三の管見

(明治〇) 秋に「日本文典」(An Elementary Grammar of

the Japanese Language, with Easy Progressive Exercises,

London, Triibner & Co., 1873) を著す。

序文9頁、本文92頁の小冊子ながら、序文では、日本語の未熟を認  
めつゝも、然し改良し生長し得る言葉であると説き、本文に於て日  
本文法を示し、英語などと同じく一般的な法則に支配され、合理的  
な文法を持つ言語であることを証明した。

## ダウキッド・モルレーの学監就任とその教育観

先の森への返翰13通の第9番はデー・モルレーである。時にラド  
ガース・コレヂ(日本留学生)の教授で、キャムベル総長に代つて答え  
たという。その意見は、日本人留学生の実情を知つていて適切であ  
り、後日、森は直接面談してその人物に魅せられ、日本政府に推薦  
した。かくてモルレーは三カ年の休暇をとり、明治6年6月来日、  
文部省の学監となる。

当時お雇い外国人は各省とも多く、文部省関係での給料は100〜400  
円(文部省第四年報の(1))であるが、彼は特に100円と優遇されて  
いる。

モルレーの教育観は文部省第一年報、第二年報の附録に載るモル  
レー申報(一)は日本教育論、(二)は教育事情視察報告書)で窺える  
が、

國家主義思想を有し、國語の変更すべからざるを論じ、日本語の  
教科書を編纂して、歐洲諸國の學問を教授することの必要を説

く。

又いう、

国民、一般に教育を施すべきこと

女子教育は男子教育と同様に重要なこと

彼は文部大輔田中不麿を助けて、日本教育制度の確立と、理想論に走り過ぎた新「学制」の欠を補う事に努め、明治11年12月末退任、帰国した。彼の立案に負う所多き改正教育令は翌12年発令される。

モルレーの伝には、海後宗臣稿「学監ダビッド・モルレー」(明治文化第5巻8号)がある。

森の日本語変革論は海外で論ぜられ、その邦訳は実現しなかったの  
で国内では僅かに、「洋字を以て国語を書するの論」(明治7、明  
六雜誌第1号西周)「言語文字改革ノ説ノ弁」(明治8、洋々社談  
2号黒川真頼)がある程度、且つ学監に就任したモルレーが穩健派  
で国語変更すべからず、日本語保護論者であった為か、国内論とし  
ては大きな問題にならずして終った。後年

○万国言語一致説(英語)明15 神田孝平

○漢字ヲ廃シ英語ヲ熾ニ興スハ今日ノ急務ナリ 明17 外山正一

○日本ニ第二ノ日本語(英語)ヲ作ルベシ 明20 肥塚 竜

等の論が出るが、大きな反響は見られなかった。

### 大学における教授用言語の問題

維新の当初は洋学の輸入吸収に急にして、大学で教授する者の多

くは外人お雇い教師、その教科書も多く欧米の原書であった。開成所(番書調所)↓開成所↓大学南校↓開成所↓東京大学)にては明治2年1月、「外人が外語で教える一正則 邦人教師によるもの一変則」としたが、4年10月には変則を廃している。

○邦語ヲ以テ教授スル大学校ヲ設置スベキ説(明12) 神田孝平

に対し、東京大学総理(総長)加藤弘之は之を評して、

○神田君ノ論説ハ余ニ於テ固然スル所ナシ。…東京大学ニ於テハ方今専ラ英語ヲ以テ教授ヲナスト雖モ、此事決シテ本意トスル所ニアラズ。…将来…遂ニ邦語ヲ以テ教授スルヲ目的トナス云々と應對せるに見ても、当時の実情、識者の考え方を知らることができ

### 御雇外国人のこと

新文化吸収の第一歩は外人招聘であった。それから留学生の派遣であった。

明治文化全集16、外国文化篇に「御雇外国人一覽」がある。明治5年3月の出版で、当時の政府御雇外国人の姓名、期限、給料、職務を一覽表にしている。人員総括214人で、内訳は英119人、佛50人、米16人、李8人、蘭2人、伊1人、葡1人、白1人、噠1人、馬4人、支9人、印2人である。

最盛時(明治6、7、8年)は500人を超えたが、20年を過ぎる頃から減じ、32年7月には閣令第五号で外国人雇入れに関する手続きは廃止された。多くは短期雇傭だったが、それでも「明治期のお雇い外国人の実総人数は大体八百人を下らない。」(梅溪昇「お雇い外国人?」)

べ」といふ。工部省が最も多く、文部省が之に次ぐ。

お雇い教師で五指に入るはクラーク(米) モース(米) ベルツ(独) フェノロサ(米) ヘルン(英) である。

明治20年代に入ると、お雇外人の減少に連れて、養成された日本人が各方面に頭角を現わし、大学教壇も亦殆ど日本人による、日本語での授業となった。

## 二、琉球及び外地異民族に対する言語政策

徳川期から引続くものに南に琉球の問題、北にアイヌの問題があるが、明治期には「初めに」の項でも触れたように、新たに植民地や租借地を獲得し、又日韓併合のこともあって、異民族を擁して言語政策を考慮するの必要を生じた。以下略述する。

この項に関しては豊田国夫氏著「民族と言語の問題」(昭39刊、43年増補改訂して「言語政策の研究」)に負う所が多い。

## イ、沖縄における普通語政策

島津の琉球(阿児奈波、また南島とも言った)入りは一六〇九年(慶長14年)で、薩摩藩支配下に属した沖縄は、然し貿易政策上、中国(明・清)の封冊も受け続けて来た。維新後は明治5年琉球藩を置き、同12年には旧琉球藩が廢されて沖縄県となった。

琉球語は日本語と祖語を同じくし、いわゆる琉球方言は、大きく内地方言と対立するものである(服部四郎氏は Morris Swadesh

明治期における国語政策に関する二、三の管見

の言語年代学(語彙統計学)の理論を応用して、共有の残存語率を算出し、0.588であるから、両方言の分裂した年代は、今から1400年前。という。昭和32「日本語の系統82頁)が、その間の差は甚だしい。琉球方言に対し、日本政府のとった態度は終始普通語政策で、例えば沖縄県学務課は逸早く「沖縄対話」(明治13年刊)を編して、内地の言葉、特に普通語(東京語)の普及を図っている。ほかま外間守善氏(沖縄語研究者  
法政大学教授)はその歴史を次のように時期区分している由。

第一期(明13〜昭10) 普通語時代

第二期(昭10〜昭30) 標準語時代

第三期(昭30〜現代) 共通語時代

明治・大正期に行われた方言矯正、方言撲滅の運動、児童・生徒に対する普通語(標準語)強制の教育は大きな抵抗を引き起ししたが、時の流れは之を和けて、「戦後の沖縄においても、共通語はいつものまにか公用語としての地位を確定していった。」(新里恵二氏「沖縄における標準語政策の功罪」言語生活38年7月号48頁)

## ロ、アイヌ人に対する和語普及政策

明治2年「北海道」と改称する以前、この地は蝦夷、北州、十州島などと呼ばれ、原住民はアイヌである。徳川期にこゝを所轄した松前藩は概ね非同化政策をとり、代って幕府直轄となるや、ロシアの南下政策とも関連して、同化政策、和語普及策を執った。維新後は明治2年6月2日開拓使をおき、次いで8年5月7日千島(クリ

ール列島)とカラフト交換条約締結により、樺太アイヌを北海道に移す。19年、道庁を設く。アイヌに対しては「日本人同化」「日本語普及」を図り、アイヌ学校を開く。日露の役の結果、明治38年、樺太の南半も日本領となり、40年に樺太庁政施行。アイヌ部落には教育所を開設する。北海道、樺太共にやがて小学校に於て、教科目・修業年限を内地人と同じにするが、今次の敗戦に際し、樺太アイヌ一五〇〇人は全部北海道へ来住した。アイヌ語は極北諸語に属し、文字を持たぬ。安政年間にはその数四万と数えられたアイヌ人は今日では一万五千、急速に日本化して旧慣を止めず、アイヌ語は今や絶滅寸前に在るといふ。

#### ハ、台湾における言語政策

日清の役の結果、明治28年、台湾が日本に帰属した。始めての植民地であり、その統治には大きな期待が掛けられたに違いない。総督(軍人)を置き、大きな権限を与えたが、為政の主眼点を「皇民化」とし、而して民族同化には「国語の普及」を第一と考えた。当時の島民は、先住の蕃人十四万、渡島の漢族(本島人)三百万だった。

総督府は先ず国語教師の養成に着手、国語学校(内地人の教師養成)師範学校(本島人の教師養成)を設け、要地に国語伝習所を開いた。31年、公学校(本島人の小学校)令公布。原住民はなお従来通り国語伝習所で教育した。教授法は始め対訳法、後に直接法を採用する。

台湾を日本が領有したのは昭和20年までで、一八九五〜一九四五の50年間であるが、ここで始められ、考案工夫された国語教授法はその後の植民地や外国人に対する日本語教授の先達、規範となった。国語の普及率は、後の統計ではあるが、昭和8年で二四、五% (原住民だけでは三五、三四%)、昭和15年では51%にも達している。原住民(いわゆる高砂族―細分すれば七種族で生蕃、熟蕃の差もあった。)が却って高率なのは、彼らは文字を持たず、日本の假名が入り易かったからだといふ。

魚返善雄氏は「台湾の日本語教育の秘密」(言語生活一六八号)に、

日本が台湾を領有していた半世紀間の言語教育については、多くの人が、「めずらしく成功した例」という判定を下している。

とし、「言語教育」は、教える側からは、教師、教授法、教材が決定的な要素だが、その教材が優秀だった。と教科書「国語入門」の会話篇と音韻篇とを紹介している。

植民地文学を研究している尾崎秀雄氏に、台湾における「国語政策の明暗」(「旧植民地文学の研究」に収む)がある。台湾に生れ、育った氏の新しい目で顧る明と暗とが見られる。

#### 二、関東州(租借地―明38)における

言語政策…(略)

#### ホ、朝鮮における言語政策

日本の最も近い外国は朝鮮であり、歴史上最も長い縁故を有つ國も朝鮮である。言語的にも近く、服部四郎氏は「親族關係のある蓋然性の最も大きい言語として、朝鮮語が我々の眼に映してくる。」(日本語の系統21ペ)という。明治の後期43年、日韓併合の条約成り、兩國は結ばれて一つとなるが、その後昭和20年分離、独立するまでの36年間の言語政策を概観する。

朝鮮の統治と之に伴う言語政策は、既に経験済みの台湾のそれが、範として先例として利用された。日韓併合の建前から、「内鮮一体」の標語が終始強調されるが、36年間の治世は次のように三期に分けて考えることができる。

- 1 明治43—大正8 (寺内・長谷川) ……武断政治期
- 2 大正8—昭和11 (齋藤、山梨) ……文化
- 3 昭和11—20 (阿部、小磯) ……戦時体制期

台湾と同様、日本語を公用語、国語とし、之を普及せしめて精神の同化を図る。明治44年、教育令公布と共に寺内総督の発した論告、教育ハ特ニカヲ徳性ノ涵養ト国語ノ普及トニ致シテ帝国臣民タルノ資格ト品性トヲ具ヘシメムコトヲ要ス

の言は、その方針を如実に示す。又

国民タルノ性格ヲ涵養シ、国語ヲ修得セシムルコトハ、何レノ教科目ニ於テモ常ニ深ク之ニ留意スヘシ(普通学校規程第八條)

と国語教育へ大きな期待を掛けている。斎藤総督時代は、国語の奨励普及に努力しつつ、同時に母語たる朝鮮語の育成にも配慮した。諺文新聞の発行を認め、朝鮮語辞典を編纂し(昭和初)諺文綴字法を研究統一(昭和5、改定版)したり、内地人官公吏には「朝鮮語奨励規

明治期における国語政策に関する二、三の管見

程」(大正8)を出し、試験合格者には手当を支給した。第3期は戦時体制に入り、内鮮一体の掛声の下に朝鮮人の皇民化が強調された。公の場においては朝鮮語を排除、禁止し、内地式の改姓が奨励された。南総督は一面(面は村に相当)一校主義で教育の普及を図つたのは良いとして、昭和17年には、義務教育制の未だ実現しない前に、徴兵制を施行したのは、時局の赴く所とは言え性急だった。

朝鮮における国語の普及率は、

昭和8 (朝鮮) 〇、〇七八 (豊田1民族と言語の問題168ペ)

台湾二四、五〇 (昭和15) 五一、〇〇〇

と言えば、台湾に比して遙かに及ばず、統治の日の浅きを考慮に入れても、順調ではない。蓋し朝鮮は人口四千万人、一族でまともり、歴史は古く、土地と民族と密着し、固有の文化を誇り、固有の文字「諺文」をもち、漢文化との接触は日本よりむしろ先達である。台湾と違って同化し難い面も多く、自体の力も大きかったのであろう。一九四五年解放された後、不幸38度線を境に南北に分裂したが、それ〴〵に独立の道を歩んで地歩を固め、文字政策に於て、北は48年建国と同時にウリマル(国語) 社言(ハンゲル、大いなる文字の意)一本とし、専用に踏み切り、南もまた72年までには漢字廢止を宣言している。

### 三、学制に見る国語科の教育

先ずこの「学制」(113章より成る)の意図した点を二、三あげる

イ、教育の中央集権

ロ、国民の総教育―即ち農・工・商の教育レベルアップ

ハ、男女平等の教育―即ち遅れている女子教育の強調

学制は第1章に

全国ノ学制ハ之ヲ文部一省ニ統フ

と述べ、全国を

八大学区↓二五六中学区(人口二一三) 五三、七六〇小学区(人口六〇〇)

とし、国民総教育を企画している。

右の数字を今日と比較して見ると興味深い。現在小・中・大学とも、日本教育の本質は高く、6年度学校基本調査では、小学校二四、五四〇校(児童数九、五九五、〇三二)人、中・高校一五、六三校(生徒数八、八七二、二一九)人、殊に小学校は充実して、今や就学率九九%で世界一であるのに、その校数は新学制が計画した数の半ばにも及ばない。明治政府は寺小形式の極小規模の学校を想定していたのであろう。

明治 府県公私立学校及教員生徒比較表

	学校全数		公学		私学		教員全数		生徒全数		人口百人中	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	就学生徒	
山口県	100	17	13	48	45	3	33,607	2,011	5,171			
三瀨県	84	7	6	196	17	5	8,771	7,599	1,331	2,111		
福岡県	26	2	2	44	44	3	3,070	3,361	3,070	3,361		
小倉県	26	1	1	40	40	3	3,070	3,361	3,070	3,361		
全国計	49,111	4,911	4,911	401,111	401,111	11,111	4,911,111	4,911,111	4,911,111	4,911,111	4,911,111	

被仰出書にいう、

人タル者ハ学バズンバアルベカラズ。……自今以後、一般ノ人民

(華生族並農工 商婦女子) 必ズ邑ニ不学ノ戸ナク、家ニ不学ノ人ナカラシメン

事ヲ期ス。云々(太政官布告第二一四号)

特に女子教育については、之より先、6月24日の太政官指令に既に

指摘されている。即ち、将来の目的を期し、当着着手の順序として

九カ条を挙げた中にいう、

(三) 一般ノ女子、男子ト均シク教育ヲ被ラシムベキ事

新学制は範をフランスに取り、理想に走り過ぎたとは言われるが、その後の日本教育の基盤となった。文部省第一年報(明治6年を記録―8年1月刊)より、山口県・福岡県の条の統計を抽出すると、

	三単語		四会話		五読本		六修身		七国体		八書牘	
	読	解	読	解	読	解	解	解	解	解	解	解
山口県	100	17	13	48	45	3	33,607	2,011	5,171			
三瀨県	84	7	6	196	17	5	8,771	7,599	1,331	2,111		
福岡県	26	2	2	44	44	3	3,070	3,361	3,070	3,361		
小倉県	26	1	1	40	40	3	3,070	3,361	3,070	3,361		
全国計	49,111	4,911	4,911	401,111	401,111	11,111	4,911,111	4,911,111	4,911,111	4,911,111	4,911,111	

九文法 解意

十三窮理学大意

十算術 九々數位加減乗除但洋法ヲ用フ

十四体操

十一養生法 講義

十五唱歌 当分之ヲ缺ク

十二地学大意

因みに「書牘」は作文を指す。今の国語科に該当するのは、右の  
中の一二三四五八九の七教科である。

同じ5年9月8日に、小学教則、が発表されるが、こゝでは級に  
応じて科目内容や教授法までが、かなり細かく指示されている。入  
学当初の八級の例、

第八級 六ヶ月 一日五字一週三十字ノ課程日曜日除ク以下之ニ依ル  
カケツカシ  
綴字 一週六字即一日一字

生徒残ラス順列ニ並ハセ 智恵ノ糸口ウひまなび絵入智恵ノ環一  
ノ卷等ヲ以シ教師盤上ニ書シテ之ヲ授ク前日授ケン分ハ一人ノ生  
徒ヲシテ他生ノ見エサルヤウ盤上ニ記サシメ他生ハ各石板ニ記シ  
テテラヒ  
習字 一週六字即一日一字

コトバノラヨミ  
単語読方 一週六字即一日一字

(略)  
コトバノラヨミ  
単語読誦 一週四字

一人ツ、直立シ前日ヨリ字ヲ処ラ語誦セシメ或ハ之ヲ盤上ニ記サ  
シム

当時の実状に就いては、文部省国語シリーズ36、教科書か  
ら見た。明治初期の  
言語・文字の教育 同く50、同統編に詳しい。

明治期における国語政策に関する二、三の管見

要之、設けられた教科名は西洋臭が強く、之を江戸期の庶民教育  
「寺小屋」のヨミ、カキ、ソロバン式に比すれば大きな進歩ながら  
新しい教師の養成は間に合わず、内容の急転回りは難しかった。習字  
中心の弊を脱せんとしたが、やはり文字教育が重く、書くこと、語  
誦することが多くてコトバの教育は軽かった。

科目の分化も目立つが、やがて13年の改正で、読方と作文がま  
められて「読書科」、更に33年には国語科として統一される。

#### 四、国語調査会と上田万年

維新による新国家の成立後、始めて外国と国を賭しての干戈を交  
えた「日清の役」は、勢い国民一致の団結と熱意を要求した。日本  
から見れば長い歴史に於て常に先進国であり、当時の世評にも大國  
と目された清国に、結果的には勝つを得て、日本の自負は急激に高  
まり、国家意識は高揚した。かゝる時、国家統一の一つの手段とし  
て、国語の統一、国語の尊敬が強く叫ばれるのは当然である。

例えば、東京大学教授上田万年は「国語と国家」(27年10月)「国  
語のため第一」に収む)の中で、

○国民を結びつけるものはその国の国語である、(7ペ)

○日本語は日本人の精神的血液なり。(12ペ)

○言語は国体の標識、同時になすけ深き母である。(13ペ)

と、国語の価値と重要性を強調した。その著「国語のため」第一、  
及び「同」二の扉に、

国語は帝室の藩屏なり

国語は国民の慈母なり

の標語を題したのも、右の考え方の現われである。

安政「修好通商条約」の改正（不平等な国交の撤廃、即ち治外法権の撤去、税関権の回復など）は明治政府の多年の念願であったが、偶々この時、即ち27年に先ずイギリスと改正新条約を締結、やがて他の国々とも交渉が進んでいた。（三十二年各開）万年は

内地雑居後における語学問題（「三年」月、「四語」）を論じて、「厳密なる意味にていふ国語（2ペ）」を確立するの急務と、国民が自国語を尊敬するの要を説き、次いで文字に及び、我が国の文字組織は世界一複雑なれば、伊、独、英に比し学習の困難なるを例示し、根本的に改革する要ありと説く。結語して曰く、

第一 一日も早く東京語を標準語とし、……保護し彫琢せよ。

第二 一日も早く声音字を採用せよ。而して此声音字は露西亜が露西亜国字を一定したるが如く、日本語の為に、日本人の為に、日本人の作りたる声音字たるべし。

第三 是等の大問題を調査せしめんが為に、宮内省或いは文部省内に国語調査会を設置し、……其の成案を発表して、広く之を世論に訴ふべし。

因みに標準語なる語は。明治23の日本語学一紙「岡倉由三郎」に始めて見ゆ。而して万年が「標準語に就きて」（帝國文学）を論じたのは明治28である。

又、共通語（General speech）又は標準語（Standard language）の語を制定するに当り、東京語を充てる考え方は、早く明治8年の「日本語を制定する方法」（渡辺修次郎）、明治9年刊「今昔談」（岡三郎）等にも見える。

## 国語調査会の成立

こゝに提案された国語調査会は、その後意外に早く実現する。明治33・2・16衆議院に根本正ら五人から「国字国語国文ノ改良ニ関スル建議案」が提出され、貴族院に於ても同じく2・21辻新次らにより建議された。調査会を設けることに修正可決されたので、始めて文部省に国語調査会（自三三・四・二三）が置かれた。（国語調査沿革資料53・54ペ）

委員長、前島密、委員 上田万年、那珂通世、委員囑託 大槻文彦、三宅雄二郎、徳富猪一郎、湯本武比古、朝比奈知泉

次項に述べる「I」引仮名遣の問題が、直接に或いは間接に影響しての事と思われるが、国語調査会はやがて改組、更に強化される。即ち35・3・24、勅令第49号により国語調査委員会の官制成り、

第一条……国語ニ関スル事項ヲ調査ス

第六条……主事一人ヲ置キ……

主事ハ……庶務ヲ整理ス

など条文七条、35年度予算一百万円で四月一日発足する。（資料54）

委員長 加藤弘之

委員 嘉納治五郎、高楠順次郎、井上哲次郎、重野安繹、沢柳政太郎、徳富猪一郎、上田万年、木村正祥、三上参次、大槻文彦、渡辺董之助、前島密、芳賀矢一

主事 上田万年

○国語調査委員会決議事項

国語調査委員会ハ本年四月ヨリ同六月ニ涉リテ九回委員会ヲ開キ其調査方針ニ就キテ左ノ如ク決議セリ(文部省)

- 一 文字ハ音韻文字(「フオノグラム」)ヲ採用スルコト、シ仮名羅馬字等ノ得失ヲ調査スルコト
- 二 文章ハ言文一致体ヲ採用スルコト、シ是ニ関スル調査ヲ為スコト
- 三 国語ノ音韻組織を調査スルコト
- 四 方言ヲ調査シテ標準語ヲ選定スルコト

本会ハ以上四件ヲ以テ向後調査スヘキ主要ナル事業トス然レトモ普通教育ニ於ケル目下ノ急ニ応センカタメニ左ノ事項ニ就キ別ニ調査スル所アラントス

- 一 漢字節減ニ就キテ
- 二 現行普通文体ノ整理ニ就キテ
- 三 書簡文其他日常慣用スル特殊ノ文体ニ就キテ
- 四 国語仮名遣ニ就キテ
- 五 字音仮名遣ニ就キテ
- 六 外国語ノ写シ方ニ就キテ(明三五・七・四官報)

国語の調査、言わば日本における標準語と標準文字の選定事業が、国の仕事として始まる事が官報で公にされたのである。

掲げられた四つの方針、六つの調査事項を、70年後の今日、読み返して見て誠に感慨深いものを覚える。その大部分が既に何らかの形で調査され、実現している中に、いの一の「文字ハ音韻文字(「

明治期における国語政策に関する二、三の管見

フオノグラム」)ヲ採用スル」方針が、今日も生きていて然し由に浮いているのが目につく。だがこの時期にかゝる大胆な方針を能くも打ち出し得たものと感心する。之が発想の中心は上田万年であつたらう。

上田万年(一八六七)に就いて

明治13年4月、「博言学ニ関スル議案」が加藤弘之(一八三六)により発表されている。曰く、

我邦語ヲ修正シ文法ヲ設定スルノ急務ナルコト……余ハ文部卿ガ邦語ノ修正、文法ノ設定ニ着手スルニ先ダチ、俊秀一、二名ニ博言学ノ学習ヲ命ジテ欧洲ニ留学セシメ、此輩ガ数年ノ学習ヲ積ンデ帰朝スルニ迫デ、始テ右ノ大業ニ着手アラントコトヲ……。

因みに博言学科は明治19・9、東京大学に設置を見るが、上田万年は之より先、和文科に入学し、チャムブレン Basil Hall Chamberlain. (1850~1935) に師事して国語学を専攻、21年卒業した。23年、博言学科修業の為ドイツに留学し、(総長は加藤弘之) 27年帰朝、教授として博言学を担当した。

明治33年8月、小学校令改正の際には文部省専門学務局長であり、第一回国語調査会の委員に引続き、明治35年、改組の国語調査委員会では加藤弘之委員長の下に、委員・主事として活躍する。委員会では会の中心として、教壇に於ては博言学科の主任教授として、又著書に講演に、新しい言語学・国語学を鼓吹し、新しい研

究法の啓蒙に努めた。国語のため第一（明28）同第二（明36）其の他の著がある。

○国語と国家と（明27・10・8―講演）

○欧洲諸国に於ける綴字改良論（明27・12―太陽）

○標準語に就きて（明28・1、―帝國文学）

○P音考（明33、稿）

等に彼の考え方、見識を見ることが出来る。昭和2年退官、同12年歿。

国語調査委員会はその後も断続しながら、現在の国語審議会に承継がれ、今もわが国の国語政策樹立の中心機関となっている。

## 「一」引仮名遣の問題

明治33・8・21、文部省（樺山文相、普通学務局長―沢柳政太郎、専門学務局長―上田万年）は、小学校令・施行規則を改正し、

仮名字体の統一（（表仮名）―（は捨て仮名））―第一号表

字音仮名遣の改訂―第二号表

小学校（（四等制））に於て教授する漢字の数を凡そ千二百字とする―第三号表

を翌34年4月から実施した。かねて現場から要望の強い問題で、文部省としても有識者の意見を徴し、研究を重ねた結果で、国語教授上より見て画期的な改正であった。

右のうち、第二号表が贅否交々の世論を呼ぶ。即ち省令により統一した字音仮名遣の、長音に関するものは「一」の符号を用いたの

で、俗に棒引き仮名遣と言われ、国会でも問題となる。為に文部省はこの問題を改組、設置された国語調査委員会に諮問し、（35・6・4）又ひろく識者の意見を叩いた。結果を略述すると、

イ、国語調査委員会では内部での調査書はできたが、会としては答申を保留した。（36年度）38・2・27、重ねて諮問あり、会としては21回の討議を重ね、38・11・21、答申。（資料60〜74頁）

ロ、臨時仮名遣調査委員会（（自四二・五二三））の設置と諮問（資料75〜84頁）

ハ、有識者の意見（例、○チェンバレンの答申―（明治）以降教育制度発達史（6）723〜725頁）○改訂反対論者の「国語会」組織など）

結局、世論の大幅な賛成を得られず、明治41・9・7、文部省（小松原文相）は訓令を出して、先の小学校令施行規則から、「字音仮名遣の規定」を削除した。

偶々明治36年、小学校教科書は国定編纂となり、その第一次国定教科書は37・4、より使用され、新編の修身、国語読本など、字音については右の新しい「字音仮名遣規定」によって書かれていた。

かくて注目を浴びた棒引き仮名遣教科書、国定第一次の尋常小学読本8冊（（当時小学校）は四年程度）は、訓令により42年3月で姿を消し、教科書は再びすべて歴史的仮名遣となり、昭和敗戦の直後まで続く。

国語シリーズ(6)に「明治以後における仮名遣問題」がある。